

1－2 経営支援資金（経営者保証非提供促進枠）

（事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度対応）

1. 資金使途

経営の安定・合理化、体质改善等を図るための設備資金および運転資金

2. 融資対象者

次の①から⑤までのいずれにも該当し、保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを希望している法人である中小企業者 ※1

- ① 本資金の借り入れに際し、次のいずれかの保証を利用すること。
一般保証 / 経営安定関連保証（4号） / 経営安定関連保証（5号）
- ② 信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- ③ 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
- ④ 次の両方またはいずれかを満たすこと
 - （ア）申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと ※2
 - （イ）申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと ※3
- ⑤ 決算書の提出等について、継続的に充足することを誓約していること。

※1 「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」に基づく保証料上乗せに限る。

※2 「純資産の額 ≥ 0 」であること。

※3 「経常利益+減価償却 ≥ 0 」であること。

3. 融資条件

融資限度額 (※1)	8,000万円 (中小企業信用保険法第2条第5項第4号および同項第5号に該当するものとして市町村長の認定を受けた者については、上記とは別に8,000万円。)
融資利率 (※2)	年1.7%
融資期間 (※3)	10年以内（据置1年以内）

	<p>必ず保証付き</p> <p>◆基準保証料率 一般保証：年0.45%～1.90% 経営安定関連保証4号：年0.85% 経営安定関連保証5号：年0.80%</p> <p>◆保証料の上乗せ 融資対象者④(ア)(イ)の両方を満たす場合 基準保証料率に0.25%を上乗せする</p> <p>融資対象者④(ア)(イ)のいずれかを満たす場合(※) 基準保証料率に0.45%を上乗せする</p> <p>※法人設立から最初の事業年度(以下「設立事業年度」という) の決算がない場合は融資対象者②、③および④の要件を除き、設立事業年度の次の事業年度の決算における貸借対照表および損益計算書がない場合は融資対象者④の要件を除き、基準保証料率に0.45%上乗せした保証料率を適用する。</p> <p>◆信用保証料の補助 0.10%に相当する額を国が補助する。 ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。 ※令和7年4月1日から令和8年3月31日までに保証申込を受け付けたものに限る。</p> <p>◆(参考)申込人の保証料負担 融資対象者④(ア)(イ)の両方を満たす場合(+0.15%) 一般保証：年0.60%～2.05% 経営安定関連保証4号：年1.00% 経営安定関連保証5号：年0.95%</p> <p>融資対象者④(ア)(イ)のいずれかを満たす場合等(+0.35%) 一般保証：年0.80%～2.25% 経営安定関連保証4号：年1.20% 経営安定関連保証5号：年1.15%</p>
担保・保証人	徴求しない
借入申込先	取扱金融機関

(※1) 設備資金の場合は、融資対象について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。

融資限度額には、本制度の融資残高を含む。

(※2) 4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがある。

(※3) 融資期間は1年以上とすること。

4. 借入申込書類

■ 共通提出書類

- ① 借入申込書（要綱様式第2号）
- ② 誓約書（要綱様式第3号）
- ③ 県税に未納がないことを証する証明書
- ④ 許認可、免許、登録等を必要とする事業は、許認可書等の写し
- ⑤ 最近の試算表
- ⑥ 直前2期の決算書または確定申告書の写し
- ⑦ 法人の登記事項証明書（写し）
- ⑧ 事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書（様式第3-1号）

■ 設備資金の場合

- ⑨ 融資対象の契約書または見積書の写し、カタログ、設計書、図面
- ⑩ 建築確認申請書の写し（融資対象が建築物の場合）

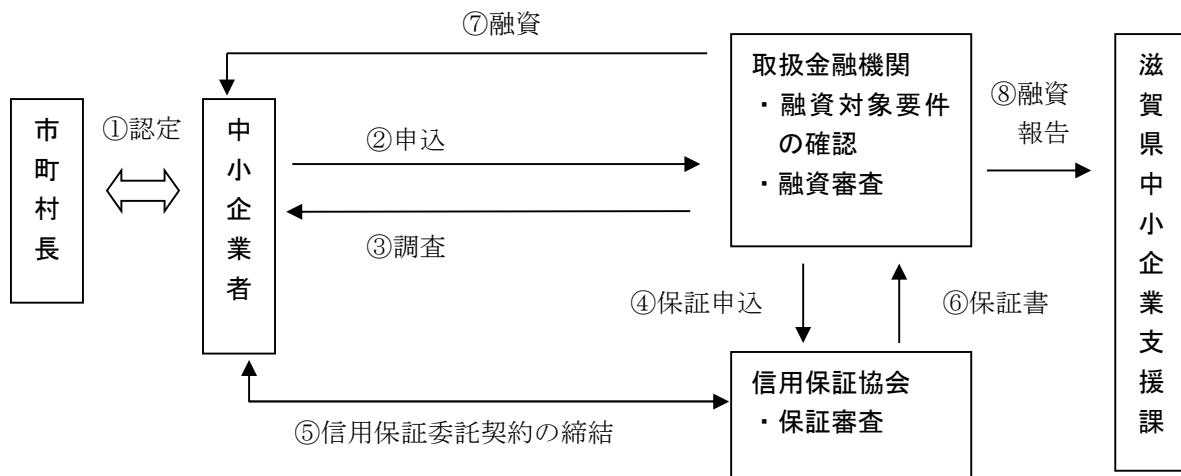
■ 経営安定関連保証利用の場合

- ⑪ 市町村長が発行する中小企業信用保険法第2条第5項第4号もしくは第5号の規定に基づく特定中小企業者の認定書（写し可）

■ 提出部数

3部（原本は1部とし、写しを2部作成する。）

5. 融資事務の流れ



※なお、一般保証の保証申し込みを行う場合は、上記「①認定」は不要。

6. その他のポイント

■ 融資条件について

- ① 経営安定関連保証利用の場合

「特定中小企業者」の認定を受けようとするときは、認定申請書を管轄する市町村長に提出し、認定を受けること。

- ② 特定中小企業者の認定書による保証申込みの有効期限は、認定日から起算して30日となっているので注意すること。
- ③ この資金の借入を申し込む場合は、本制度の融資残高も含めて限度額以内であること。
- ④ 同一年度（4月1日～翌年3月末）内における借入申込（取扱金融機関での借入申込）は、設備資金、運転資金それぞれ1回を限度とする。ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号もしくは第5号の規定に基づく特定中小企業者の認定を受けた者については、同一年度内に複数回の利用が可能である。

■ 融資事務の流れについて

- ⑤ 設備資金と運転資金を同時に申し込む場合は、借入申込書（要綱様式第2号）をそれぞれ作成すること。
- ⑥ 受付機関は取扱金融機関とし、取扱金融機関は、申込内容の調査および融資審査を行うとともに、保証協会に関係書類を送付し、融資の適否を決定する。